

「架空請求」を行う事業者名の公表について

現在、本市消費生活センターには、利用した覚えのない料金の請求など、「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

これらの架空請求は、消費者の不安を高めるばかりでなく、消費者被害の要因となっています。

こうした架空請求を行う事業者の不適正な取引行為による被害の未然及び拡大防止を図るため、「名古屋市消費生活条例」第 16 条の 4 の規定に基づき、事業者の氏名等を公表します。

記

1 公表の内容

平成 18 年 1 月から 2 月までに本市消費生活センターに多数の相談が寄せられた架空請求を行う事業者の事業者名及び所在地(下表のとおり)

■ 架空請求を行う事業者名

事業者名	書面に書かれた所在地	架空請求の内容
全同事業株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目 45 番 1 号-303 新日本同栄協議会東京 事務局内	表題「債権譲受通知書兼支払督促通知書」 内容:債務金につき、住所、氏名等を記したメモを同封した現金書留で送付するよう通知。債務内容、法律事項について虚偽の説明をし、簡易に

		<p>和解を申し出ることにより、錯誤困惑させ送金させることを目的とする。</p>
同栄起業株式会社	<p>東京都世田谷区松原 2 丁目 41 番 4 号-401 全日本同栄協議会東京 事務局内</p>	<p>表題「債権譲受通知書兼支払督促通知書」</p> <p>内容:代金未納分につき、住所、氏名等を記した和解申込書を同封した現金書留で送付するように通知。債務内容、法律事項について虚偽の説明をし、簡易に和解を申し出ることにより、錯誤困惑させ送金させることを目的とする。</p>
司法管理局	<p>東京都渋谷区笹塚 3- 20-4</p>	<p>表題「司法処分出廷要請最終通告書」</p> <p>内容:通信販売契約会社、運営会社から民事訴訟による訴状が提出されたため、指定裁判所への出廷、給与及び動産物、不動産の差し押さえを強制執行するので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
法務省民事局総務課 総合消費管理組合	<p>東京都渋谷区道玄坂 1 -3-9</p>	<p>表題「司法処分出廷要請最終通達書」</p> <p>内容:通信販売契約会社から民事訴訟を受けたので、期日までの裁判所への出廷。連絡がない場合は、給与及び賞与、動産物、不動産等の差し押さえを強制執行し、「執行所の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重</p>

		ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
法務省民事局総務課 総合消費管理局	東京都新宿区舟町 9-4F	表題「司法処分出廷要請最終通達所」 内容:通信販売契約会社から民事訴訟を受けたので、期日までの裁判所への出廷。連絡がない場合は、給与及び賞与、動産物、不動産等の差し押さえを強制執行し、「執行所の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
消費者相談室	東京都中央区日本橋 2-16-3	表題「司法処分出廷要請通達書」 内容:民事訴訟を受けたので、期日までに連絡するよう要求。連絡ない場合は、裁判所への出廷、給与及び賞与、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行し、「執行書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
民事通達管理組合	東京都中央区日本橋 2-16-3	表題「司法処分出廷要請通達書」 内容:通信販売契約会社から民事訴訟を受けたので、期日までに連絡するよう要求。連絡ない場合は、裁判所への出廷、給与及び賞与、動産物・不動産等の差し押さえを強制執行するので、「執行書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は

		<p>早急に連絡 するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>法務省民事局総務課 総合消費管理局</p>	<p>東京都新宿区舟町 9-4F</p>	<p>表題「司法処分訴訟第一通告書」</p> <p>内容:通信販売契約会社から民事訴訟を受けたので、期日までに連絡するよう要求。連絡ない場合は、裁判所への出廷、給与及び賞与、動産物、不動産等の差し押さえを強制執行し、「執行所の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>法務局共同管理センター</p>	<p>東京都渋谷区笹塚 2 丁目 7 番地 9 号</p>	<p>表題「消費料金未納分訴訟最終通知書」</p> <p>内容:契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状が提出されたことを通知。連絡がない場合は、給与、動産物、不動産物の差し押 さえを強制的に行うので「執行証書」の交付を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。</p>
<p>NSJ 日本消費者情報機構管理センター</p>	<p>東京都世田谷区松原 2 丁目 41 番 4 号 アピス明大前 401</p>	<p>表題「情報登録予告通知書」</p> <p>内容:不正取引(未払い)をしたことにより、加盟業者から信用情報登録の申請が出されたため、期日までに未払い金を現金書留で郵送しない場合は、信用情報登録が完了し、社会生活において様々な弊害が発生すると不安をあおる。さらに情報登録を回避するためには、救済制度を利用し</p>

		全額完済せよとするなどの虚偽説明を行い、錯誤困惑させ送金させよとするもの。
消費生活相談センター	東京都渋谷区笹塚 3-20-4	表題「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」
法務省民事局総務課 民事訴訟通達課	東京都渋谷区笹塚 3-20-4	内容:通信販売契約会社、運営会社から民事訴訟による訴状が提出されたため、連絡ない場合は、指定裁判所への出廷、給与及び動産物、不動産の差し押さえを強制執行するので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
民事訴訟通達管理課	東京都渋谷区笹塚 3-20-4	
民事訴訟通達事務局	東京都文京区湯島 4-4-1	
法務局認定法人 民事訴訟管理機構	東京都千代田区九段南 4丁目9番地6号	表題「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」 内容:契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出があったことを通知。連絡がない場合は、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うので、「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
民事管理事務局	東京都渋谷区道玄坂 1-15-3	表題「訴状受理通達書」 内容:「民事訴訟」を目的とした訴状が提出され、裁判が受理したことを通知。裁判取り下げを行う場合は期日内に連絡するよう求め、連絡がない場合は、給与、動産物、不動産物の差し押さえを強制的に行うので「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるな

		どの虚偽説明により錯誤困惑させ、身に覚えがない場合は早急に連絡するよう重ねて求めるなど、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
財務総合管理事務局	東京都目黒区佐伯 1-4-7	表題「民事裁判告知通達書」 内容：通信販売会社から訴状が提出されたことを通知し、指定裁判所への出廷を依頼。裁判取り下げを希望する場合は、早急に連絡するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
関東総合管理局	東京都港区東新橋 1-2-5	表題「民事裁判告知通知書」 内容：通信販売会社からの民事訴訟の手続きを受任したことを報告し、指定裁判所への出廷となると注意を促し、裁判取り下げを希望する場合は、早急に連絡するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
民事管轄支局 民事管理事務局	東京都千代田区霞ヶ関 5丁目1番地3号	表題「民事訴訟特別通達書」 内容：契約会社、ないしは運営会社側から民事訴訟として、訴状が提出されたことを通知。連絡がない場合は、給料、動産物、不動産の差し押さえを強制的に行うので「執行証書の交付」を承諾するよう伝えるなどの虚偽説明により錯誤困惑させ、本来必要のない本人からの連絡を誘引する。
民事管轄支局 民事管理事務局	東京都千代田区霞ヶ関 1丁目1番地5号	

なお、請求文面は、このページの下部に掲載しました。

2 被害にあわないために

- 架空請求のハガキなどは、不特定多数の人に送りつけられています。
- 事業者に電話することは、電話番号などの自分の情報を知らせることになります。相手に連絡を取らないでください。
- 心当たりがなければ、絶対に無視してください。
- 対応に困った場合は、
名古屋市消費生活センターの架空請求ホットダイヤルへご相談ください。

■ 参考

名古屋市消費生活条例(抜粋)

(不適正な取引行為に対する緊急措置)

第16条の4 市長は、事業者が行う不適正な取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該不適正な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不適正な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び所在地その他必要な事項を公表するものとする。

■ 「架空請求」の文面

総合消費料金未納分訴訟最終通告書

訴訟番号 (エ) 20685-61号

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡が無い状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡無き場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて受け賜りますが、こちら「総合消費者民法特例法」による法務省認可通達書の為、「個人情報保護法」上、ご本人様の御連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。予め、ご了承下さい。

※最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続(少額訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一、身に覚えが無い場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日 本書到達後3営業日以内

03-588-811 (訴訟管理課) 平日9:00~17:00

〒113-0034 東京都文京区湯島4-4-1

民事訴訟通達事務局

総合消費料金未納分訴訟最終通告書

訴訟番号 平成17年(又)7052号

この度、ご通告致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通告致します。以降、下に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このままご連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当方にて受け賜っておりますので職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通告となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして最終通告とさせていただきます。

※裁判取り下げ最終期日 平成18年1月24日

0120-4000-1100 (管理部)

電話受付時間 9:00~18:00

休日 (土・日・祝日)

〒102-0074

東京都千代田区九段南4丁目9番地6号

法務局認定法人 民事訴訟管理機構

訴 状 受 理 通 達 書

この度、貴方様が運営会社ないし契約会社に対して未納料金もしくは一方的な契約破棄が行われている事から指定裁判所に「民事訴訟」を目的とした訴状が提出され、裁判が受理したことを通達させていただきます。

以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を得て訴訟の開始とし、裁判の日程で決定させていただきます。裁判の取り下げを行うのであれば、裁判取り下げ期日内に必ずご連絡下さい。連絡無しにこのまま放置されますと裁判放棄となり原告側の主張が全面的に受理され、裁判後の処置として給与の差し押さえ、及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂きます様お願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、そちらをご確認下さい。

裁判取り下げに関するご相談は当局で請け賜りますので、当局職員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達とさせていただきますので、個人情報保護の為、必ずご本人様から御連絡お願い申し上げます。ご本人様の確認が取れない際、詳しい内容をお話できない場合がございます。

尚、当局は原告側からの起訴通達、また起訴の正当性を確認する機関ですので当局が貴方に対し起訴を提起し、料金の請求を行うことはありません。予めご了承ください。

万が一、身に覚えが無い場合、確認の為早急にご連絡下さい。

受理番号 A 2890-24

訴状提出日 平成 18 年 1 月 24 日

訴状受理日 平成 18 年 1 月 31 日

裁判取り下げ最終期日 平成 18 年 2 月 24 日

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂 1-15-3

代表 TEL 03-3400-6404

電話受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く

民 事 管 理 事

